埼　玉　県

○収用委員会委員再任
　長沼威委員は、元年十二月二十七日再任された。
○収用委員会委員任命
　綿引剛一委員は、元年十二月二十六日任期満了し、同月二十七日次の者が任命された。
　収用委員会委員　久保村康史
○収用委員会予備委員任命
　久保村康史予備委員は、元年十二月二十六日辞職し、同月二十七日次の者が任命された。
　収用委員会予備委員　山﨑　祐史
○人事委員会委員選任
　小島貴子委員は、元年十二月二十七日任期満了し、同月二十八日次の者が選任された。
　人事委員会委員　野口　和代

岐　阜　県

○選挙管理委員会委員選挙
　大松利幸委員、浅井直美委員、山田徹委員及び市川尚子委員は、元年十二月二十四日任期満了となるため、同月十九日次の者が選挙された。
　選挙管理委員会委員　駒田　誠
　同　加藤　英輔　同　大松　利幸
　同　浅井　直美
○労働委員会委員再任
　秋保賢一委員、浅井直美委員、大野正博委員、平野博史委員、三井栄委員、北島あづさ委員、栗本理花委員、鈴木慎委員、髙田勝之委員、内藤浩委員、安藤正弘委員、一柳正義委員、河上智子委員、村瀬尚子委員及び柳原幸一委員は、元年十二月二十四日再任された。

愛　知　県

○労働委員会委員任命
　志治孝利委員、永井昌己委員、成田龍一委員、伊藤一美委員、大久保彰委員、可知洋二委員、河野一生委員、工藤晶子委員、中西弘幸委員及び牧野秀泰委員は、元年十一月三十日任期満了し、元年十二月一日次の者が任命された。
　労働委員会委員　井上　純
　同　説田　一成　同　森　美穂
　同　近藤　之　同　中嶋　容子
　同　八代　俊夫　同　吉田　正春
　同　板倉　麻子　同　太田登志一
　同　山本　衛
○労働委員会委員再任
　酒井一委員、佐脇敦子委員、杉島由美子委員、渡部美由紀委員、西野勝義委員、畑慎一委員、牧田辰夫委員、夏目俊信委員、松井和彦委員、山本秀樹委員及び吉村一孝委員は、元年十二月一日再任された。
○収用委員会委員任命
　福井順一委員は、元年十二月二十六日任期満了し、同月二十七日次の者が任命された。
　収用委員会委員　浅田　孝男

大　阪　府

　新　旧
任期満了（副知事）　新井　純（元年十二月十三日）
副知事（政策企画部長）　山口　信彦（元年十二月十四日）
政策企画部長（総務部長）　村上慶太郎
総務部長　職員　太田　浩二
　（以上元年十二月二十三日）
○監査委員選任
　森田秀朗委員は、元年十二月十七日任期満了し、同月十八日次の者が選任された。
　監査委員　中島　賢
○公安委員会委員再任
　髙瀬桂子委員は、元年十二月二十日再任された。
○収用委員会委員任命
　川崎裕子委員は、元年十二月二十日任期満了し、同月二十一日次の者が任命された。
　収用委員会委員　勝井　映子
○収用委員会委員再任
　岡本森廣委員及び下村信江委員は、元年十二月二十一日再任された。

福　岡　県

○労働委員会委員任命
　後藤裕委員、南谷敦子委員、上野茂伸委員、井上真紀委員及び松岡嘉彦委員は、元年十一月二十五日任期満了し、同月二十六日次の者が任命された。
　労働委員会委員　所　浩代
　同　服部　博之　同　桑原　忠志
　同　谷川由利子　同　和田　金也
○労働委員会委員再任
　上田竹志委員、大坪稔委員、德永響委員、森裕美子委員、山下昇委員、隈本泰清委員、島添幹子委員、高田章男委員、堂原弘志委員、西村芳樹委員、吉村淳治委員、有馬紀顕委員、熊手艶子委員、竹内直行委員、樋口和光委員及び宮田克彦委員は、元年十一月二十六日再任された。

沖　縄　県

○教育委員会委員任命
　玉城きみ子委員は、元年十二月三十一日任期満了し、一月一日次の者が任命された。
　教育委員会委員　藏根美智子

静　岡　市

○人事委員会委員再任
　松下光惠委員は、一月十四日再任された。

堺　市

○人事委員会委員選任
　南輝雄委員は、一月五日任期満了し、一月六日次の者が選任された。
　人事委員会委員　島田　睦史

公　告

諸　事　項

第三者所有物の没収に関する公告

　令和２年１月30日　那覇地方検察庁検察官
　刑事事件における第三者所有物の没収手続に関する応急措置法第２条第２項の規定により、下記のとおり公告する。
　下記の物の所有者は、令和２年２月13日までに被告事件の係属する裁判所に同被告事件の手続への参加を申し立てることができる。

記

1　係属裁判所　那覇地方裁判所
2　被告事件名　関税法違反、消費税法違反、地方税法違反
3　被告人氏名　岡崎　優貴
　　シン　ヒョンソン
　　パク　サンジン
4　公判期日　令和２年１月30日
5　没収すべき物の品名、数量その他その物を特定するに足りる事項
　令和２年領第24号符号５～18・23～36・41～54・59～72・77～90・95～108・113～126・131～144・149～164・183～198・206～221・226～241
　金地金176塊
6　没収の理由となるべき事実の要旨
　被告人３名は、パク・サン・チョン、キム・ソンミン、ソン・サンヨン及び氏名不詳者らと共謀の上、中華人民共和国香港特別行政区から金地金を不正に輸入し、これに対する消費税及び地方消費税を免れようと考え、令和元年11月８日（現地時間）、前記パク・サン・チョンほか２名が前記香港特別行政区所在の香港国際空港において、那覇空港到着後に非外国貿易機に資格変更し、同空港から関西国際空港に向けて出発する予定のピーチアビエーション第964便に搭乗する際、金地金合計176個（合計約21.9キログラム）を携行し、同航空機内において、前記金地金を、非外国貿易機に資格変更後の同航空機に搭乗する予定の被告人３名に回収させるなどして本邦に輸入するため、それぞれが搭乗していた座席下部のフレームパイプ内に隠匿し、同航空機により、同日午後７時３分頃、那覇市字饒水所在の那覇空港に到着し、同日午後７時19分頃から同日午後７時22分頃までの間、同空港内沖縄地区税関那覇空港税関支署旅具検査場において、それぞれ入国に伴う税関検査を受けた際、同支署職員に対し、前記金地金を輸入する事実を秘し、申告すべきものはない旨の虚偽の輸入及び納税の申告を行い、もって税関長の許可を受けないで、前記金地金を輸入しようとするとともに、不正の行為により保税地域から引き取られる課税貨物である前記金地金（課税価格合計112,410,796円相当）に対する消費税8,767,900円及び地方消費税2,472,900円を免れようとしたが、同空港到着後の機内検査で、税関職員により前記金地金を発見されたため、その目的を遂げなかったものである。

少額短期保険業者であった者に係る供託金の取戻しに関する公示

　保険業法第272条の５第10項、保険業法施行令第38条の７第３項及び少額短期保険業者供託金規則第17条第１項の規定により、次の各号のとおり公示する。
1．商号　ペット＆ファミリー損害保険株式会社
2．本店の所在地　東京都文京区本郷三丁目34番３号
3．代表者の氏名　三瓶　雅央